

令和5年度 第3回

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 議事概要

1. 開催日時 2024(令和6)年2月20日(火) 10:00~12:35
2. 開催場所 TKP赤坂カンファレンスセンター カンファレンスルーム13F
※オンライン(MS-Teams)とのハイブリッド開催
3. 参加者 立花委員、池田委員、岩永委員（オンライン参加）、岡田委員、相馬委員、
原田委員（オンライン参加・途中退席）、森田委員、藤掛委員、山ノ下委員
※外部参加者・・・地球環境戦略研究機関 鮫島主任研究員
※説明者・・・林野庁木材利用課
4. 議事内容

はじめに、林野庁木材利用課長よりご挨拶があり、立花委員に座長をお願いして議事に入った。

議事①国産材原木の合法性確認の手引きの作成について

<検討中のため非公表>

議事②複雑な合法性確認に関する分析について

(林野庁より説明)

【質疑応答】

(池田委員) この資料の位置づけを改めて教えてほしい。また、P2の一番最後にDNA分析や同位体分析と記載があるが、費用と時間をかけてそこまで行う必要があるのか。

(林野庁) ご指摘の点については、分析の結果、追加的措置としてこのような手段が考えられるということで記載している。各事業者が合法性確認をするにあたってどこまで確認を行って信頼性を高めようとしたいかが大きいですが、費用・時間をかけてでも信頼性を高めたいという考えであれば、DNA分析や同位体分析等が選択肢の一つとしてであると示しているものである。

(山ノ下委員) 輸入木材において、例えばウクライナから輸入しているものなので書類がなかなか届かないといった状況であれば、このような分析を行った方が早いとなる可能性はあるかもしれない。ただ、何らかの根拠を示さない限り罰金が科せられると

いう状況にならないければ、事業者においてDNAや同位体の分析といったコストが掛かる手段を取ることはないと思う。

議事③改正法による合法伐採木材の流通及び利用の促進に資する取組について

(林野庁より説明)

【質疑応答】

(相馬委員) 令和6年度に予定されている消費者向けのパンフレット作成や、令和7年度以降の検討に「特に消費者への～普及啓発」とあるが、具体的にどのようなことを検討しているのか。林産物の消費者と一番近いところにいる小売事業者の協力を得ることは非常に重要なので、何か具体的に考えていることがあれば教えてほしい。

(山ノ下委員) 消費者の定義は誰になるのか。また、クリーンウッド法やこのチェックリストが活用されるために、Jクレジットやバイオマスといった他の制度との関連付けを林野庁において検討すると良いのではないか。今後、使用している木材が持続可能なものなのか、グリーンウォッシュには当たらないかということ聞かれることが増えると思われるが、それにどう対応していくかの一歩目がクリーンウッド法なのだと思う。

(林野庁) 消費者について、木造住宅や机といった木材の利用のされ方と、各者が持つ木材についての背景の両方を念頭に置きながら普及について検討していきたい。令和6年度は現在のパンフレットを法改正に合わせて改訂することを想定しており、消費者のターゲットをどこにするかということは消費者向けの物品を扱っている経産省と連携して、山側だけ・消費者側だけの意見で進めないよう留意していきたい。また、令和7年度以降の取組については、これから予算要求を行う段階であるので、今後検討していきたい。

クリーンウッド法の普及において木材関連事業者のモチベーションは重要と考えている。消費者において木材を安心して使ってもらうためには、合法性が確認された安心な木材の供給体制をしっかり整えることが重要であり、JAS等と並ぶ一つの価値の基準として合法性の確認された木材があるということ、改正法の施行から3年間でやるのがまず一歩目だと考えている。事業者側において、合法性確認を行うことが価値につながるとしてもらえるように普及啓発を図っていきたい。

(立花委員) 一般消費者をターゲットにするのであれば、消費者団体や環境NGOと協力してやっていくことも重要であると思う。ターゲットを絞り、どのような手段で行っていくかを考えることも大事なのではないか。

(池田委員) 令和6年度中に開発予定となっている合法性確認システムとは具体的にどのようなもので、手引きとの関係はどうなっているのか。

(林野庁) 改正法で義務化される内容について、紙不要のシステムにおいて原材料情報や合法性確認の結果等の記録の保存を行い、次の事業者へ情報を伝えることができるようにするもの。メインターゲットは第1種事業者、加えて素材生産事業者だが、川下の事業者も利用できるようにしたい。システムのガイダンスに従って入力していけば記録が保存される等、義務が履行され、加えて、これまで作成してきた手引きとも整合が取れるものにしたいと考えている。

(池田委員) そのようなシステムができるのであれば、今回のように業界ごとに手引きを作る必要性がないのではないか。

(林野庁) デューデリジェンスにおいて、PDCAを回して合法性確認のプロセスを改善していくことはシステムになじみづらいと考えている。また、大手の事業者の場合は既にシステムを持っているところがあったり、逆にFAXを利用し続けている事業者もいたり合法性確認にあたっての手段は様々であるので、しばらくは併用していく形になると思う。

(岡田委員) 消費者への周知よりも、改正法自体の業界への周知が圧倒的に重要で、遅れている状況だと考えている。改正法の1年後の施行に向けて、資料3に記載されているだけの周知のみでは間に合わないのではないかと。新しい施行法の対象となる事業者に対し、違反すると調査が入る恐れがあるとまで言わないと、事業者の取り組みに真剣さは増さないし、周知が進まないと思う。昨年の事例で、中国産針葉樹合板で、手続き上のJAS法違反があり重大問題となった。実際に違反した2社のJAS認定停止、取消しも行われ、この事案を受けて、農水省は以降、各JAS商品に輸入元事業者の表示を法律の一部として厳格に求めた。これは法律に違反すると罰則で対応するという好例で、事業者の関心やJAS法順守のコンプライアンス意識は業界内で一気に高まったケース。これぐらいのプレッシャーをかけないと業界的に変化は起こらない。パンフレット作成と説明会による周知活動だけでは何も変わらないのではないかと。

(森田委員) 今回の法改正により、小売事業者が関連事業者になるが、そのような意識を小売事業者側では誰も持っていないのではないかと。事業者ごとに区分けして、それぞれの事業者において何が必要かということを丁寧に説明しないと、改正内容を正しく理解してもらえず、それが原因で制度は悪くないのに制度見直しが必要になってしまう可能性もある。

(林野庁) クリーンウッド法は流通への規制を行っておらず、JAS法のような認定の仕組みもないため、認定取消によりプレッシャーを与えるといったツールがない。そのため、JAS法と全く同じ対応は難しいが、施行までの1年間でしっかり周知に取り組んでいきたい。

(山ノ下委員) 木材事業者以外の事業者とサステイナブルな調達について話をすることが多いが、各事業者の担当からは、何か対策を行うにはコストがかかる一方、消費者に選ばれないのであれば誰もやりたがらないということと言われる。また、罰金制度がある方が、対策の導入について会社に説明しやすいと言われることもある。本気で推進していくのであれば、罰金を科すことも検討していいのではないかと。また、輸入林産物の持続可能性に関してこれから1~2年間で問題化してくると思う。国産材はリスクが低いということなので、リスクの高い輸入材についての対策を行っていく必要があるのではないかと。

(岩永委員) P2の【②次年度の当委員会での議題案】の中に、「本研修で使用する資料等の内容が効果的であるかの議論」とあるが、チェックリストを実際に用いて模擬研修をやったり、研修後にアンケートを取ったりするとより効果的なのではないかと感じた。

(立花委員) 最後に、特に議事①手引きの作成については各委員より様々な指摘があったため、事務局で検討いただき、改めて何らかの形で委員の皆様にご連絡いただきたい。

最後に、全木連より挨拶があり会議を終了した。

以上